各位

会 社 名 日本管理センター株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 武 藤 英 明 (コード番号:3276 東証第一部) 問合せ先 取締役 上席執行役員 宮 本 皇 人 (電話 03-6268-5225)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第14回定時株主総会において承認されることを前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上及び意思決定の迅速化を図るため、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「会社法」といいます。)の施行により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するものであります。

#### 2. 定款一部変更

#### (1)変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役ではない取締役につきましても、損害賠償責任を限定することが可能となりました。また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役の責任を法令の限度において取締役会の決議で免除できる規定を新設するため、現行定款の第30条(社外取締役との責任限定契約)の変更を行うものであります。なお、本変更については監査役全員の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款第7条(自己の株式の取得)及び第47条(中間配当)を削除するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

④ 上記の変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

### (2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年3月30日(水曜日) 定款変更の効力発生日(予定) 平成28年3月30日(水曜日)

# 4. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会 社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

	(下線部は変更部分を示しています。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の
機関を置く。	機関を置く。
① 取締役会	① 取締役会
② <u>監査役</u> ③ 監査役会	(削除) ② 監査等委員会
(4) 会計監査人	③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定によ	
り、取締役会の決議によって同条第1項に定め	
る市場取引等により自己の株式を取得するこ	
<u>とができる。</u> (単元株式数)	(単元株式数)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
弁 <u>の</u> 未 (未入日間) (単元未満株式についての権利)	第一末 (発行とおり)   (単元未満株式についての権利)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第10条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
2 (条文省略)	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
2 (条文省略)	
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 <u>12</u> 条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第 <u>13</u> 条 (条文省略)	第 <u>12</u> 条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 <u>14</u> 条 (条文省略)	第 <u>13</u> 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第 <u>15</u> 条 (条文省略)	第 <u>14</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(決議の方法)	(決議の方法)
第 <u>16</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第17条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(議事録)	(議事録)
第 <u>18</u> 条 (条文省略)	第 <u>17</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 <u>19</u> 条 当会社の取締役は、8名以内とする。	第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を
(新設)	除く。)は、8名以内とする。
(村)政力	2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以 内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任す	第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以
	<u>外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する	第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任
事業年度のうち最終のものに関する定時株主	期は、選任後1年以内に終了する事業年度のう
総会の終結の時までとする。	ち最終のものに関する定時株主総会の終結の
(1-2-1)	時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後
	2年以内に終了する事業年度のうち最終の
	ものに関する定時株主総会の終結の時まで
2 増員又は補欠として選任された取締役の任	<u>とする。</u> 3 任期の満了前に退任した監査等委員である
期は、在任取締役の任期の満了する時までとす	取締役の補欠として選任された監査等委員
<u>გ.</u> გ.	である取締役は、退任した監査等委員である
	取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	_(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)_
	第21条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効
	力は、選任後2年以内に終了する事業年度のう
	ち最終のものに関する定時株主総会の開始の
	<u>時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定	第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締
する。	役(監査等委員である取締役を除く。)の中か
9 (冬立字畈)	<u>ら</u> 選定する。 2 (相行 ビセ N )
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現行定款

第23条~第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。
  - 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開く ことができる。

(新設)

(取締役会の決議方法)

第26条 (条文省略)

2 当会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第<u>27</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役<u>及び監査役</u>は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2 (条文省略)

(取締役会規程)

第28条 (条文省略)

(報酬等)

第<u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、株主総会の決議によ って定める。 変更案

第23条~第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができ る。
  - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで取締役会を開くことができ る。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議をもって、重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 (現行どおり)

2 当会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第<u>28</u>条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2 (現行どおり)

(取締役会規程)

第29条 (現行どおり)

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益(以下 「報酬等」という。)は、監査等委員である取 締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総 会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約)	_(取締役の責任の免除)_
第30条 (新設)  当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償 責任を限定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法 令が規定する額とする。	第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)	第5章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるとこ ろにより書面又は電磁的記録をもって作成し、 出席した監査等委員は、これに署名もしくは記 名押印し、又は電子署名を行う。
(新設)	(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項については、法令 又は本定款のほか、監査等委員会において定め る監査等委員会規程による。
( <u>員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議よって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。	(削除)

現行定款	変更案
(任期)	(削除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する	
事業年度のうち最終のものに関する定時株主	
総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	
て選任された監査役の任期は、退任した監査役	
<u>の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(削除)
第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を	
<u>選定する。</u>	
(監査役会の招集通知) (対は100年 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	(削除)
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要	
<u> </u>	
5.	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続	
を経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある	(13)21)
場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところに	(13)217
より書面又は電磁的記録をもって作成し、出席	
<u>した監査役は、これに署名もしくは記名押印</u>	
<u>し、又は電子署名を行う。</u>	
(監査役会規程)	(削除)
第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の	
<u>ほか、監査役会において定める監査役会規程に</u>	
<u> </u>	
	(削除)
第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって	
<u>定める。</u>	
(社外監査役との責任限定契約)	(削除)
第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定によ	
り、社外監査役との間に、同法第423条第1項 の賠償責任を限定する契約を締結することが	
の	
限度額は、法令が規定する額とする。	

現行定款 変更案 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 (選任方法) (選任方法) 第41条 (条文省略) 第36条 (現行どおり) (任期) (任期) (条文省略) (現行どおり) 第42条 第37条 (報酬等) (報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。 委員会の同意を得て定める。 (会計監査人との責任限定契約) (会計監査人との責任限定契約) (現行どおり) 第<u>44</u>条 (条文省略) 第<u>39</u>条 第7章 計 算 第7章 計 算 (事業年度) (事業年度) 第45条 (条文省略) 第40条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) (剰余金の配当) 第46条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主 第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 1項各号に定める事項については、法令の別段 質権者に対し行う。 の定めがある場合を除き、取締役会の決議によ ることができる。 (中間配当) (削除) 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を 行うことができる。 (新設) (剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日 とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日 とす<u>る。</u> 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。 (剰余金の配当等の除斥期間) (剰余金の配当等の除斥期間) 第48条 剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日 第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過し

第<u>48</u>条 <u>剰余金の配当及び中間</u>配当が支払開始の日 から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

- 第<u>43</u>条 配当<u>金</u>が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
  - 2 配当金には利息をつけない。

現行定款	変更案
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、第14回定時株主総会において決議
	された定款の一部変更の効力発生時以前の行
	為に関し、会社法第426条第1項の規定により、
	<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であっ</u>
	た者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度
	<u>において、取締役会の決議によって免除するこ</u>
	<u>とができる。</u>
	2 第14回定時株主総会終結前の社外監査役の
	行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償
	責任を限定する契約については、なお、同定時
	株主総会の決議による変更前の定款第40条の
	定めるところによる。

以上